

令和3年12月10日

指定管理者の指定について（練馬区立男女共同参画センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立男女共同参画センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

理事長 大塚 國 敏

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和3年4月8日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

5月18日 令和3年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

7月1日 第2回指定管理者選定小委員会

（募集要項の審議）

7月11日 ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始

7月28日 募集説明会（参加団体数2）

8月4日～8月12日 応募書類受付（応募団体数1）

8月19日 経営診断委託

9月1日	第3回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月4日	令和3年度第2回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月10日	令和3年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、安定的な施設運営が期待できること、また、区の計画を理解した積極的な事業展開が期待できること等の理由により、特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構が練馬区立男女共同参画センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

無借金経営を継続しており、資金力は良好な状態にある。また、自己資本比率は優れた水準にあり、財務基盤は安定している。長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

特定非営利活動促進法に基づき、事業報告書、活動計算書および貸借対照表等の書類を公開していることから、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則を定め、適正に運用している。

また、総会・理事会は定期的開催されている。

(3) 団体の施設運営実績

平成18年度から当該施設の指定管理者として指定を受けており、安定的な運営の実績がある。新型コロナウイルス感染症への対応として、対面式による事業に加えてオンライン方式による事業を導入し、参加者の地域的な広がりにつながった。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者である。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

当該施設の設置目的や関係する区の計画を理解し、現在のサービス水準の維持および向上のための提案がある。

利用者ニーズを反映するための具体策の検討を法人本部も行うほか、新たに他自治体同種施設の事業内容と比較をするなどのサービス向上に向けた提案がある。

新型コロナウイルス感染症に対して、区の方針に基づく利用制限の実施、施設・備品の消毒などの感染予防対策に加えて、感染状況に応じて事業の実施時期・開催方法を変更する提案があり、評価できる。また、陽性者が出た場合の手順書を法人内で作成しており、応援職員を派遣することを想定した取組がある。

これらの提案や取組から、区が求める基準より高い提案があると判断した。

(6) 利用者等への対応

苦情対応や接遇改善に関するマニュアルが整備されており、利用者の人権を尊重して相手の立場に立って行動する人材を育成する取組がある。ホームページでの情報提供については、新たに読み上げソフトを活用する提案や閲覧できない利用者への対応として窓口でも同様の情報を提供する提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

日常的に、職員が安全点検チェック表を作成して点検する取組がある。

また、危機管理マニュアルを整備しており、併設施設と合同の自衛消防訓練を実施するなど施設の安全確保に配慮した姿勢があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

事業計画および収支計画は、これまでの施設運営状況から妥当である。

また、受付対応や施設維持業務を充実させるため人員配置を強化する提案があり、管理運営に対する積極的な姿勢は評価できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

各講座事業については、現在、練馬区男女共同参画計画の各施策との関連を明確に位置付けるとともに、講座内容に応じたワークショップや交流会を実施している。この各講座事業について、より多くの区民が参加できる土・日曜日・夜間の開催およびオンライン方式の活用を充実させるなどの提案がある。事業の認知度を上げるため、出前事業・区内団体への講師派遣などにより、施設外での事業を充実させる提案やホームページにおいて、幅広い年齢層に対して情報発信を充実させる提案がある。

また、区の男女共同参画推進の拠点として、ホームページを区公式ホームページと連携する形で運営し、情報発信を充実させる提案がある。練馬区地域防災計画に定める施設の役割を踏まえた講座事業や情報発信を行う提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する練馬区立男女共同参画センターの施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(10) 地域への貢献

区民雇用率の実績は高い水準にあるが、区民雇用を原則として区内在住者を対象に募集する提案があり、さらなる促進が期待できる。

また、業務の再委託、物品の調達等についても、区内事業者を優先する提案があり、いずれの提案も評価できる。

別表

指定管理者（特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構）選定の
審査結果（練馬区立男女共同参画センター）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	(1) 男女共同参画センターと同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	10点	10点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制	30点	24点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	20点	16点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	30点	24点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 区の男女共同参画計画への理解 (2) 各種講座事業実施についての提案内容 (3) フェスティバル事業実施についての提案内容 (4) 男女共同参画に係る啓発・情報発信についての提案内容	30点	24点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	162点